

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 2 4 号		平成 2 9 年 9 月 2 5 日 受 理
件 名	今泉堆肥利用組合の堆肥化施設の運用に環境産業部長、農産課長らが歴代にわたり不正に関与しているので行政の説明責任を問う陳情	
陳 情 者	秦野市今泉 9 4 5 - 3 福島順一（峰の台臭気対策委員）	
陳 情 の 要 旨		
<p>平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日に秦野市長名で神奈川県湘南地域県政総合センター所長宛に「今泉堆肥センターの工程変更等に係る県知事承認の必要の有無について（お願い）」が提出されました。〔1 / 2 0〕</p> <p>その文中に「つきましては、県知事の承認が不要である旨文書によるご回答をいただきますようお願い申し上げます。また、誠に恐縮ですが、国に対しましても県に対し同様の対応をされるようご依頼いただきたく併せてお願い申し上げます。」とあり、攪拌機を無許可で増やした事実を隠そうとしています。また、今泉堆肥利用組合は、平成 1 6 年度「バイオマス活用フロンティア整備事業」として補助金を受けております。</p> <p>意向に沿った回答もなされています。〔2 / 2 0〕この回答中に「平成 1 6 年度末までに事業は完了しています。」とありますがこの工事完了報告書は、平成 2 6 年 5 月 1 9 日に約 1 0 年経過後にやっと出されています。〔3 / 2 0〕</p> <p>また、その（お願い）は 3 件あります。〔4 / 2 0〕</p> <p>1 攪拌機の 1 台から 2 台への増加</p> <p>平成 1 7 年開設当時は 1 台の攪拌機械で交互に攪拌する。〔5 / 2 0〕</p> <p>2 台目の攪拌機は設置時期と所有者が明確ではありません。高さ約 1 m で長さ約 5 7 m のコンクリート製の 2 本の台座を作り乗せている。〔6 / 2 0〕</p> <p>また、事業計画書での機種は「K S 8 - 2 0 0 0」ですが〔7 / 2 0〕事業実績報告書では「M O 5 1 2 - C S」と変更され〔8 / 2 0〕2 台での運用時は両方の機種です。</p> <p>平成 2 5 年 4 月 2 6 日秦野市長よりの臭気問題解決に向けた質問について（回答）〔9 / 2 0〕では、「農業用施設の増改築については、許認可が必要となります。特に今泉堆肥化施設につきましては、平成 1 6 年度に畜産振興総合対策の補助事業により設置した施設でありますので、施設の増改築には、国・県への許認可の手続きが必要となります。」とあ</p>		

り平成27年2月21日第5回今泉地区の臭気問題に係る意見交換会の会議記録では録音できなかったため概要記載には、「A：当初のやり方では堆肥化がうまくいかなかったので、良い堆肥を生成するために1機増やしたものです。県も何回も現場に来ているので、問題ないと認識しています。」〔10/20〕後日書き換え「A：レーンの基礎もコンクリート製ではなく、鉄骨を組んだものですので、仮設と考えています。良い堆肥をつくるために設置したものであり、結果、良い堆肥ができたので、そのまま使用を続けています。県も何回か現場に来ていますが、特段の指導もありませんので、問題ないと認識しています。」〔11/20〕ともあり数々の虚偽のために（お願い）に至る破目となったのです。（平成27年12月16日）

- 2 1日あたりの（混合）総量の増大17tから40t。最大量は、平成25年度月報合計：約60t/日で〔12/20〕臭気指数敷地境界（MAX）：25（平成25年11月18日）〔13/20〕最大臭気指数（MAX）：41（平成28年5月24日）でした。〔14/20〕（臭気指数25＝316倍、41＝1万2千500倍に薄めないと無臭とならない。）

平成25年4月26日秦野市長よりの臭気問題解決に向けた質問について（回答）〔9/20〕では、「堆肥化するにあたり、外部からの「発酵堆肥約20トン」に対し、50%以上の組合自ら生産した「牛ふん・戻し堆肥約28.5トン」を投入し、堆肥づくりをしていることを確認しております。県にも確認しておりますが、「問題ない」とのことでした。」とあります。平成25年9月17日の平成24年度決算特別委員会でのTT委員の答弁〔15/20〕で「10トンの生ふんに対して3倍、4倍ぐらいまぜて行かなければ効果が出てこないだろうということで、私も何度も何度も現地を見守りながら、厳しく、戻し堆肥という部分を強く言ってまいりました。そういう成果が現在、ほとんどにおいが出ない形をつくっているわけです。」と今泉堆肥利用組合を擁護しているように思えますが、平成25年11月18日〔13/20〕の臭気調査では測定開始以来の敷地境界での最大値を記録しています。既に旧牛舎（地権者は地元有力者）には、株式会社ユニバーサル企画代表取締役が堆肥「想いのままさ」〔16/20〕が保管されている。ただし、農業用施設用地では、農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管は除外されています。（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条2号堆肥舎（省略）〔17/20〕）

平成28年2月17日に秦野市長より今泉堆肥センターの運営に伴う副資材の保管場所にかかる廃掃法上の扱い等について(照会)[18/20]では、旧蓄舎は、30t/日の処理施設[19/20]となっており混合物の名称も「副資材」を加えているが、平成28年5月24日の臭気調査[14/20]では、最大臭気指数(MAX):41でした。最大量は25年度月報合計:約60t/日です。[12/20]何の根拠もなくやりたい放題行った結果が(お願い)でしょうか。

- 3 新たな施設の活用/平成27年12月1日の一般質問、環境産業部長の答弁で「去る10月27日と11月26日の両日、県、市、組合の3者で問題解決に向けた話し合いを行っております。」とあります。[20/20]それらの解決策が「お願い」と平成27年11月1日、今泉堆肥利用組合の組合長の交代と旧牛舎(地権者は地元有力者)の借り請け人を株式会社ユニバーサル企画代表取締役から今泉堆肥利用組合に変更しています。

平成23年10月20日より株式会社ユニバーサル企画代表取締役が肥料「想いのままさ」を旧牛舎に保管してからは違法性が十分に考えられるので平成27年11月1日組合長の交代と旧牛舎の借り請け人を替え合法化しようとしたが達成出来ず平成27年12月16日に湘南地域県政総合センターに「3つのお願い」をしたが「廃掃法」の疑念が浮上り平成28年2月17日にまたセンターに照会しているがいまだに何一つ結論に至らずに悪臭だけが漂っています。

陳情事項

今泉堆肥利用組合の堆肥化施設の運用に環境産業部長、農産課長らが歴代にわたり不正に関与しているので行政の説明責任を問うこと。

(上記に挙げた数々の疑惑を関係者を呼んで事情を聴取して欲しい)